

各種奨学金募集状況一覧

2020/5/20 現在

※ 現在大学に資料が届いているのは、黄色表示です。

※給付型=返還不要

No.	奨学(事業)名称	団体等名称	対象	募集期間	大学への書類提出期日	月額	条件等
1	山口県ひとづくり財団奨学生	公益財団法人 山口県ひとづくり財団	学部生	募集締切	募集締切	〈無利子貸与〉 月額:43,000円 ※他の奨学金との重複利用不可	保護者が山口県に在住の人で人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人
2	あしなが育英会奨学金	一般財団法人 あしなが育英会	学部生	募集締切	募集締切	〈無利子貸与＋給付型〉 月額:一般:70,000円(うち貸与4万、給付3万) 特別:80,000円(うち貸与5万、給付3万)	保護者が病気や災害(道路での交通事故を除く)、自殺などで死亡したり、それらが原因で後遺障害を負った家庭の子どもであること。ただし、申請者が25歳未満のみ対象。 書類審査と東京での面接あり。面接試験は6月13～14日、または6月20～21日実施予定。
3	志・建設技術人材育成財団奨学金	一般財団法人 志・建設技術人材育成財団	〈学部1年生、2年生〉 建築デザイン学科	6月13日(土)	直接申込	〈給付型〉 年額:50万円(前後期毎25万円)) ※在学年毎とし、修学年限を上限とする	(1)兵庫県出身者で、建設系(建築、土木)の学部で学ぶ大学生(1年生及び2年生) (2)大学卒業後、兵庫県内の建設系企業に就職を希望していること
4	朝鮮人奨学生	在日本朝鮮人教育会	〈学部生〉 在日朝鮮人学生(留学生を除く)	5月23日(土)	直接申込	〈給付型〉 〈学部1年生〉 年額:160,000円 〈2年以上の学部生〉年額:200,000円 ※他の奨学金との重複給付不可	学部、大学院の正規課程に在籍する在日朝鮮人学生(国籍不問/30歳未満) 在日朝鮮人とは、朝鮮半島にルーツを持つ者をさします。(本国からの留学生を除く)
5	福井県ものづくり人材育成修学資金	福井県	工学研究科、 環境科学研究科(地域環境経営部門除く)	5月22日(金)	直接申込	〈無利子貸与と〉 月額:60,000円 (毎年6月と10月に半年分ずつ振込)	福井県ものづくり企業に勤務し、研究開発に従事することを希望するものであれば福井県出身者かどうかは問わない。 大学院修了後、福井県ものづくり企業に7年間勤務した場合、返還を全額免除。
6	池田育英会トラスト	公益信託 池田育英会	〈学部生〉第2学年以上 〈大学院〉全学生	5月22日(金)	直接申込	〈給付型〉 月額:17,000円 (毎年7月と1月に102,000円)	愛媛県内の高校卒業生または保護者が愛媛県に在住の人で人物・学業ともに優秀かつ経済的支援を必要とする人
7	朝鮮奨学会	公益財団法人 朝鮮奨学会	在日韓国人・朝鮮人学生	〈インターネット〉 6月4日(木) 〈郵送〉 5月29日(金)	直接申込	〈給付型〉 〈学部生〉 月額25,000円 〈大学院生〉(修士課程):月額40,000円 (博士課程):月額70,000円	特別永住者証明書・在留カードの国籍表示が韓国もしくは朝鮮の在日韓国人・朝鮮人学生(本国からの留学生含む)。かつ、成績優秀で経済的支援を必要とする者。また、他の奨学金を受給していない者(例外あり)。
8	TAKEUCHI育英奨学会	公益財団法人 TAKEUCHI育英奨学会	〈学部生〉第2学年、第3学年 〈大学院〉第1学年 機械工学・電気工学・制御工学等の理工系の学生	5月29日(金)	5月25日(月)	〈給付型〉 月額:60,000円 (4月～7月分は8月に4か月分を、8月分以降は2か月分を繰り替えて隔月に支給)	長野県出身者(長野県内の高校卒業生かつ実家が長野県内)の者で品行方正・志操堅固、健康で学業成績が優秀で学費が豊かでない者
9	レントオール奨学金	一般財団法人 レントオール奨学財団	〈学部生〉工学部 〈大学院〉工学研究科	5月30日(土) ※消印有効	5月26日(火)	〈給付型〉 月額:30,000円 (3ヶ月ごとに支給)	(1)大阪市内に住所を有する者の保護する学生。(2)大学、大学院における工学部、基礎工学部、理工学部等の建設機械およびその関連分野に在学している学生。(3)学費の支弁が困難な者。(令和元年度の所得証明等により確認)。(4)学業優秀にして在学学校長の推薦を受けた者。
10	原・フルタイムシステム工学部奨学金	公益財団法人 原・フルタイムシステム 科学技術振興財団	〈学部生〉第3学年 〈大学院〉第1学年 工学系学部・研究科在籍者	6月10日(水)	直接申込	〈給付型〉 月額:40,000円、2年間 (毎年8月と1月にまとめて給付)	(1)日本国籍を有すること。(2)国内の大学・大学院の工学系学部又は工学系研究科に学ぶ者であること。(3)新たに学部3年生又は修士1年生となるものであること。(4)募集年度4月1日時点で年齢30歳以下であること。(5)経済的理由により学費の支弁が困難であること。(6)就学状況及び生活状況について適時報告できること。 ※HP: https://hara-kagaku.org/scholarship.html
11	各市町村が実施する奨学資金給付制度	各市町村				個別にご相談ください	